

請求の範囲

- [請求項1] エンテロкокカス属に属する菌を含有する緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項2] エンテロкокカス属に属する菌が乳酸球菌である請求項1記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項3] 乳酸球菌がエンテロкокカス・フェカリスである請求項2記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項4] エンテロкокカス・フェカリスがEF-2001株である請求項3記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項5] エンテロкокカス属に属する菌が死菌である請求項1～4のいずれかに記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項6] エンテロкокカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項1～5のいずれかに記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項7] 1回あたり1億～1,000億 CFU/kg体重のエンテロкокカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項6記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項8] 1日に1回以上、1回あたり1億～1,000億 CFU/kg体重のエンテロкокカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項7記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項9] 1日に1回以上5回以下の回数で、1回あたり1億～1,000億 CFU/kg体重のエンテロкокカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項8記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項10] 1回あたり10～500億 CFU/kg体重のエンテロкокカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項6記載の緑膿菌感染症の予防及び／又は治療剤。
- [請求項11] 1日に1回以上、1回あたり10～500億 CFU/kg体重のエンテロкокカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項10記載の

緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。

- [請求項12] 1日に1回以上5回以下の回数で、1回あたり10～500億 CFU/kg体重のエンテロコッカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項1記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項13] 1回あたり120億 CFU/kg体重以上のエンテロコッカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項6記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項14] 1日に1回以上、1回あたり120億 CFU/kg体重以上のエンテロコッカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項13記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項15] 1日に1回以上5回以下の回数で、1回あたり120億 CFU/kg体重以上のエンテロコッカス属に属する菌が経口投与されるように用いられる請求項14記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項16] エンテロコッカス属に属する菌が7日以上経口投与されるように用いられる請求項6～15のいずれかに記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項17] 緑膿菌感染症の予防に用いられる請求項1～16のいずれかに記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項18] 緑膿菌感染症の治療に用いられる請求項1～16のいずれかに記載の緑膿菌感染症の予防及び/又は治療剤。
- [請求項19] エンテロコッカス属に属する菌を含有する緑膿菌感染症の予防及び/又は治療用医薬品。
- [請求項20] エンテロコッカス属に属する菌を含有する緑膿菌感染症の予防及び/又は治療用食品。
- [請求項21] エンテロコッカス属に属する菌を医薬的に有効な量で被験者に投与することを含み、緑膿菌感染症の予防及び/又は治療方法。
- [請求項22] 緑膿菌感染症の予防及び/又は治療のための、エンテロコッカス属に属する菌の使用。

[請求項23] 緑膿菌感染症の予防及び/又は治療方法に使用するための、エンテロコッカス属に属する菌。